

インフルエンザ予防接種 保護者同意書

－未成年（15 歳以上の高校生）で接種当日に保護者が同伴しない場合－

～保護者の方へ～

- ・未成年の予防接種の実施にあたっては、原則、保護者の同伴が必要です。
ただし、15 歳以上の高校生から 20 歳未満までの方については、保護者の同意があれば保護者の方が同伴しなくとも接種を受けることができます。
- ・同意にあたっては、以下の注意事項等を十分理解した上で、接種することお決めください。
- ・保護者が接種当日同伴する場合、本同意書は必要ありません。
- ・予防接種当日には、インフルエンザワクチンの予診票に体温以外のすべての項目を記入し、母子手帳と一緒に持ちください。（任意）
- ・接種の際、医師の質問に十分答えられない場合は保護者の方の同伴が必要です。

～接種にあたっての注意事項～

- 予防接種を受けることができないお子さま
 - ・明らかに 37.5 度以上の発熱がある場合
 - ・重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな場合
 - ・インフルエンザワクチンの成分によって、過去にアナフィラキシーショックを起こしたことがある場合
 - ・明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合及び、免疫抑制をきたす治療を受けている場合
 - ・コロナワクチンを接種してから、2 週間以上経過していない場合
 - ・その他、医師が不相当と判断した場合
- 予防接種を受ける時に医師とよく相談しなくてはならないお子さま
 - ① 心臓血管疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患がある場合
 - ② 過去に予防接種で接種後 2 日以内に発熱、全身性発疹などのアレルギーを起こしたことがある場合
 - ③ 過去に痙攣（ひきつけ）を起こしたことがある場合
 - ④ 過去に免疫異常を指摘されたことがある、もしくは近親者に先天性免疫不全症の方がいる場合
 - ⑤ インフルエンザ予防接種の成分に対してアレルギー反応を起こす恐れがある場合
 - ⑥ 妊娠中、又は妊娠の可能性がある場合

